

## ごかフィルムコミッション利用規約

ごかフィルムコミッション（以下「ごかFCという。」）を利用して行う、ロケーション・ハンティング及び撮影その他の活動（以下「撮影等」という。）を安全かつ円滑に実施するため、本利用規約を定めるものとします。

### 1 支援内容

- (1) ロケーション実施場所の紹介及び誘致活動
- (2) 撮影等に必要なる許認可に関する相談及び支援活動
- (3) 施設管理者等との撮影許可に関する連絡調整及び撮影時の立会い
- (4) 町民への普及啓発活動
- (5) その他、FC事業に関すること。

### 2 撮影等の支援依頼

- (1) ごかFCの支援を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、次に示す2から4までの項目を遵守することについて同意の上、撮影日の2週間前までに撮影等支援依頼書を提出するものとします。
- (2) ごかFCは、撮影等支援依頼書を受領し撮影の目的及び内容が次のアからカまでに掲げる項目にいずれにも該当すると判断したときは、依頼者に対し支援するものとします。
  - ア 法令及び公序良俗に反しないこと。
  - イ 政治的・宗教的活動を目的としないこと。
  - ウ 個人の名誉やプライバシーを傷つけるものでないこと。
  - エ 行政の信用失墜・事実誤認を招くものでないこと。
  - オ 五霞町のイメージを損なうものでないこと。
  - カ その他、公共性を考慮して適当と認められるもの。

### 3 依頼者の一般的事務

- (1) 依頼者は、ごかFCとの連絡に当たる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- (2) 依頼者は、自己の責任において撮影等を実施するものとします。
- (3) 依頼者は、ごかFCの求めにより、ごかFCが撮影等の支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。依頼者が必要な協力又は作業を行わない場合には、ごかFCは撮影等の支援を実行しないことがあります。

### 4 事故等の防止

- (1) 依頼者は、撮影等を行うに当たり、法令を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消

防への通報を含む適切な措置を行うものとします。

- (3) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を行わないとごかFCが判断したときは、依頼者はごかFCの指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、ごかFCに対して、直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

## 5 保険

- (1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- (2) 依頼者は、ごかFCが紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影に参加する者（以下「参加者等」という。）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象者に含めるものとします。
- (3) 依頼者は、ごかFCの求めがあった場合は、保険証書の写し、その他依頼者は適切な損害保険に加入したことを証明する書面をごかFCに提出するものとします。

## 6 現地における調整

- (1) 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地、建物、構造物等（以下「施設」という。）の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、当該指示を遵守するものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等を行うに当たり、やむを得ず騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となるおそれのある行為を行う場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努めるとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置を行うものとします。
- (3) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- (4) 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- (5) 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。

また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を行う必要がある場合には、事前に当該施設の管理者等の承認を得るものとします。

## 7 第三者との関係

- (1) 依頼者は、ごかFCが紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- (2) 依頼者は、ごかFCから撮影等に関連する業者、団体及び施設の管理者等並びにその他の第三者（以下「関係者等」という。）の紹介を受けた場合には、当該関

係者等と依頼者の交渉結果を遅延なくごかF Cに報告するものとします。

- (3) 依頼者は、ごかF Cが依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、全て依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、当該契約を遵守するものとします。

## 8 計画

- (1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他撮影等の支援に必要な情報及び資料を、ごかF Cの求めに応じて事前にごかF Cに提出するものとします。
- (2) 依頼者は、ごかF Cに提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちにごかF Cに通知するものとします。

## 9 原状回復等

- (1) 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設を速やかに原状回復させ、かつ、清掃するものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等が終了した後、速やかに撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、ごかF Cに撮影等の終了を報告するものとします。

## 10 撮影等の支援の実行

- (1) ごかF Cは、依頼者が求める撮影等の支援を実行するよう努めるものとします。
- (2) 具体的な撮影等の支援に当たっては、依頼者とごかF Cは必要な事項について誠実に協議するものとします。

## 11 損害補償

- (1) 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、依頼者の費用と責任において、第三者に適切に対処するとともに、当該損害を関係法令に従って賠償することとします。
- (2) 依頼者によってごかF Cに損害が生じた場合、依頼者は、ごかF Cに対し当該損害を賠償するものとします。

## 12 免責

- (1) ごかF Cは、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。ごかF Cは、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- (3) 依頼者は、撮影等の支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な支援の成果が得られない可能性があることを理解し、これを承諾するものとします。ごかF Cは、撮影等の支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- (4) ごかF Cは、撮影等の企画内容によっては、撮影等に支援の依頼を受けても、支援を実行できないことがあります。ごかF Cは、依頼を受けた撮影等の支援を

実行できないことについて責任を負わないものとします。

- (5) 依頼者が、ごかF Cの撮影等の支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又はごかF Cの要請に応じない場合には、ごかF Cは、ごかF Cが該当支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- (6) ごかF Cは、ごかF Cが依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

### 1 3 広報

ごかF Cは、依頼者に対し事前に相談又は通知を行った上で、依頼に係る作品の情報、制作風景、公式サイトなどについてごかF Cの広報に用いることがあります。

### 1 4 協力要請事項

依頼者は、ごかF Cからの次に掲げる事項について、可能な限り協力するものとします。

- (1) ごかF Cによる撮影等現場の記録撮影を許可すること。
- (2) ごかF Cに撮影等の成果物（DVD・CD等）を提出すること。
- (3) 作品に五霞町及びごかF Cのクレジットを入れること。
- (4) 作品ポスター、サインその他グッズ等をごかF Cに提供すること。

### 1 5 事務局等

ごかF Cの事務局は、五霞町まちづくり戦略課内に置くものとします。

### 1 6 その他

本利用規約に定めのない事項及び本利用規約について疑義が生じた事項については、ごかF Cと依頼者が協議の上、決定するものとします。

### 1 7 施行日

ごかフィルムコミッション利用規約は、令和2年10月13日から施行します。